

介護職員実務者研修 通信課程 養成施設 学則

平成 29 年 6 月 1 日

規則第 1 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 5 条）
第 2 章	コース期間及び休校日（第 6 条－第 7 条）
第 3 章	入学、休学、復学、転入学、退校及び除籍
第 4 章	教育課程
第 5 章	修了の認定
第 6 章	費用
第 7 章	職員組織
第 8 章	雑則
	附則

【第 1 章 総則】

（目的）

第 1 条 介護職員実務者研修通信課程養成施設（以下「養成施設」という。）は、介護職員の質の向上とキャリアアップを目指す介護福祉士の受験要件として実務経験 3 年に加え介護福祉士実務者研修の受講が求められていることから、通信学習とスクーリングで学習を修了し、地域で働きながら無理なく介護福祉士受験資格を得る場とすることを目的とする。またスクーリングを通して個々のネットワークづくりに繋がるような支援を行う。

（名称及び位置）

第 2 条 名称及び位置は次のとおりとする。

名称	介護職員実務者研修 通信課程 養成施設
実施主体	社会福祉法人 小田原福社会
位置	小田原市蓮正寺 9 9 7 - 1

第 3 条 養成施設の課程、修業年限、入校定員は、次のとおりとする。

課程	介護福祉士実務者研修 通信
コース	9 ヶ月コース 7 ヶ月コース 6 か月コース 4 ヶ月コース
修業年限	介護福祉士受験前 9 ヶ月以上
入校定員	1 コース 20 名

(在校年限)

第4条 介護福祉士の受験前の期間において数年をかけて無理なく学習する機会を創ることから、コースを横断して受講することを認めるため、在学年限は設けないこととする。

(運営を行うための会議)

第5条 養成施設の運営に関することを審議するため、実務者養成施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 養成施設の教育の充実を図るため、次に掲げる会議を置く。

(1) 運営会議

(2) 職員・講師会議

3 既に学則で定められていない事項が発生した場合は都度、運営委員会で審議を行う。

【第2章 コース期間及び休業日】

(コース期間)

第6条 コースは各コースの月数を期間と定める。

9ヶ月コース・・・9ヶ月

7ヶ月コース・・・7か月

6か月コース・・・6ヶ月

4ヶ月コース・・・4ヶ月

(休校日)

第7条 休校日は、次のとおりとする。

(1) 各コースで定めた日

(2) 夏季休業日 8月10日から8月15日

(3) 冬季休業日 12月27日から1月4日

(4) その他、養成施設が定めた日

2 養成施設は、特に必要であると認めたときに、前項の規定にかかわらず、休校日を変更し、又は休校日であっても授業を行うことができる。

【第3章 入学・退学及び除籍】

(入学の時期)

第8条 入学の時期は各コースの開講日とする。

(入学の資格)

第9条 養成施設に入学できるものは次の者とする。

- (1) 介護福祉士の受験資格を得ようとする者。
- (2) 介護職員としてスキルアップを目指す者。
- (3) 義務教育を修了したもの、又は同等の者。
- (4) 住民票等で身分を証明できる者。
- (5) 神奈川県、静岡県内のスクーリング通学が可能な者。

(入学の出願)

第10条 養成施設に受講を出願する者は、指定期日までに、次に掲げる書類を養成施設に提出しなければならない。

- (1) 受講申込書 (様式 第1号)
- (2) 資格証明書添付書類 (様式 第4号)

(入学の選抜、許可及び入校の手続き)

第11条 前9条、10条で入学の出願をしたもののうち、養成施設が入学を許可したものに対し、受講決定通知を発行する。

- 2 入学希望者が入学定員数を上回った場合は、先着順に許可とする。
- 3 養成施設は、許可にならないものに対し速やかに受講不決定通知を発行する。
- 4 通知を受け取ったものは、期日までに次の手続きを行わなければならない。
 - (1) 個人情報誓約書を添付様式 (様式 第3号) で提出する。
 - (2) 公に身元確認ができるものの写 (運転免許証・保険証・住民票など) を身分証明書添付用紙 (様式第 7号) に貼り提出する。
 - (3) 既に実務者研修の免除対象単位を取得しているものは、免除対象となる資格証または修了証の写を各々1部ずつ提出する。
 - (4) 受講料の振込確認書の原本又はコピーを振込確認添付用紙 (様式 第6号) で提出する。

(退学)

第12条 退学しようとするときは、退学願い (様式第8号) を、養成施設長宛に提出し、その許可を受けなければならない。

(養成施設が命ずる退学)

第13条 養成施設長は、次の号のいずれかに該当する者に対し、運営委員会の議を経て退学を命ずることができる。

- (1) 養成施設の秩序を乱し、他の受講生の利益を脅かす者。
- (2) 受講料を納期までに納付せず、かつ、督促をしても納付しなかった者。
- (3) その他受講生の本文に反した者。

(除籍)

第14条 養成施設長は、次のいずれかに該当する者を、運営委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者。
- (2) 行方不明の届出のあった者。
- (3) 養成施設と理由もなく長期間連絡が取れない者。

【第4章 教育課程】

(教育内容、授業科目及び時間数)

第15条 養成施設における教育内容、授業科目及び時間数は、別紙のとおりとする。

- (1) 履修授業科目 別表1 (修了認定科目一覧)
- (2) 保有資格別料金 別紙2 (受講費用一覧表)

(通信科目の指導方法)

第16条 通信学習は社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院の教材を使用し自宅学習及び面接授業「介護過程Ⅲ」「医療的ケア演習」を通学学習する。

- 2 通信課題は別冊(学習の手引き)に記載のとおり、各コースによって指定された課題に取り組み指定の答案用紙に記入し提出期限までに指定の方法で提出すること。
- 3 教材や学習内容の疑問には、(質問票)を使い郵送又はメールで質問することができ、後日担当講師からの回答を返信する。
- 4 60点以下の不合格となった答案は1度の再提出ができる。再提出でも合格できなかったものは未修了となり本年度の修了ができない。

(通学科目の指導方法)

第17条 スクーリングは本課程の修了要件なので、修了ができない場合は本課程の修了もできない。

- 2 スクーリング時間の3分の2以上の出席が必要だが、遅刻、早退時間も出席時間から控除される。
- 3 面接授業（介護過程Ⅲ）は、授業の振り替えができないので体調等に留意し出席をすること。
- 4 演習（医療的ケア演習）の、希望の開催日（回）が出席できない場合は、他の開催日（回）に空きがある場合のみ振替をすることができる。
- 5 スクーリングの実施形態
 - （1）面接授業（介護過程Ⅲ）では講義、グループ討論、演習及び発表介護実技演習、確認テストをおこなう。
 - （2）演習（医療的ケア演習）

演習は3～6人程度のグループごとに、喀痰吸引、経管栄養シュミレーター等を使用し行う。

実施する演習内容

 - ① 喀痰吸引・口腔内吸引・・・5回以上
 - ② 喀痰吸引・鼻腔内吸引・・・5回以上
 - ③ 喀痰吸引・器官カニューレ吸引・・・5回以上
 - ④ 経管栄養・胃瘻又は腸瘻・・・5回以上
 - ⑤ 経管栄養・経鼻・・・5回以上
 - ⑥ 救急蘇生法・・・1回以上

【第5章 修了の認定】

（修了に必要な受講時間数）

第18条 修了に必要な受講時間数は、厚生労働省が定めた実務者研修の時間数以上を満たすものと定める。

- 2 修了に必要な時間数を、他の研修で受講したものは（読み替え可能な研修に限る）読替えを希望する申請をする。（様式5号）
- 3 スクーリングの再受講

（修了に必要な習得度の評価）

第19条 養成施設長は、第19条2項、第19条の3項の内容で習得度の評価を行う。

- 2 答案に対する評価基準は習得度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上の受講者を評価基準を満たしたものと認定する。

評価基準（100点を満点評価とする）

A=85点以上　B=84～70点　C=69～60点　D=59点未満

- 3 面接授業（介護過程Ⅲ）の可否は授業中に以下の内容でおこなう。
 - ① ミニテスト
 - ② 個別援助計画書の作成
 - ③ 介護技術手順書の作成
 - ④ 会議実技演習（受講必須）
 - ⑤ 理解度確認テスト（受講必須）
 - ⑥ 参加態度等
- ①～⑧を指導講師が総合的に判断し、評価基準のA～Cを合格、Dは不合格となる。

（課程修了の認定）

第20条 受講全科目の通信学習及びスクーリングに合格することで課程の修了とする。

- 2 全科目に合格した者に、介護職員実務者研修通信課程を認定し「修了証書」を交付する。
- 3 「修了証書」にあわせて「修了証明書」を発行する。

【第6章 費用】

（受講料）

第21条 受講料は既定のとおりとする。

- 2 開講日まで養成施設規定の受講料及び費用の振り込みを済ませる。
- 3 振込完了後の受領書のコピーを（様式6号）に添付して養成施設に提出をする。

学習内容	無資格	初任者研修 有資格者	2級 有資格者	1級 有資格者	基礎研修 有 資格者
通信学習	405時間	275時間	275時間	50時間	50時間
スクーリング(介護過程Ⅲ)	45時間	45時間	45時間	45時間	—
スクーリング(医療的ケア演習)	規定時間に含まれないが受講必須	規定時間に含まれないが受講必須	規定時間に含まれないが受講必須	規定時間に含まれないが受講必須	規定時間に含まれないが受講必須
総時間数	450時間	320	320	95	50
受講費用	120,000円	96,000円	96,000円	36,000円	25,000円

(退学の場合の受講料の扱い)

第22条 退学の場合には、いかなる理由においても受講料の返金はしない。

【第7章 職員組織】

(職員配置)

第23条 養成施設には、養成施設長、専任教員、介護課程Ⅲを担当する教員、医療的ケアを担当する教員、その他の教員、事務担当を配置する。

【第8章 雑則】

(その他)

第24条 この学則に関して必要な事項は、運営委員会が別に定める。

【附則】

(施行期間) この学則 規則第1号は平成29年6月1日から施行する。